

[仕様書に関するドキュメント等の開示要領]

1. 仕様書に関するドキュメント等

(1) 開示対象ドキュメント等

標準共済システムの既存資産等のうち、情報セキュリティ等を考慮し、公開可能なものとする。

なお、これらのドキュメント等については、現在、修正中のドキュメント等も含まれているため、今後の検討によっては変更もありうる。

(2) 配付期間

令和6年（2024年）8月14日（水）から令和6年（2024年）8月27日（火）までの10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分（閉庁日を除く。）

(3) 開示対象文書の配付場所

東京都千代田区霞が関2-2-1 外務省共済組合

（外務省大臣官房会計課福利厚生室 中央庁舎7階）

担当：川端、櫻田

電話：03(3580)3311（内線 2237、2241）

(4) 開示条件

① 開示を希望する者は、事前に(3)に連絡の上、対象文書、配付時間等を調整すること。

開示を希望する場合は、配付希望日の少なくとも4日前には連絡すること。

② 開示対象文書で得た情報は、本委託業務の入札にのみ利用するものとし、その他にはいかなる理由においても利用しないこと。また、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

③ 開示対象文書の配付を受けた場合は、開示元からの要請に従い(3)まで返却すること。

④ 開示対象文書の配付を受ける場合は、別紙「誓約書」を提出すること。

⑤ 開示対象文書に対する質問は、受け付けない。（契約締結後に質問は受け付ける。）

別紙

誓 約 書

年 月 日

外務省共済組合本部長 殿

甲 会社名

代表者氏名

印

電話番号

「標準共済システムのプログラム改修の委託（中間サーバー外部インターフェイス変更対応その2等）」に係る以下の開示対象文書について、下記の条件を遵守することを誓約します。

開示対象文書

1. 標準共済システム 設計資料（令和5年度『標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託』の成果物（設計書等））

記

1 機密情報

甲は、上記の開示対象文書及びその文書に記載される情報が機密情報と解釈される（以下、「機密情報」という。）ことを了承する。

2 使用目的

甲は、開示された機密情報（以下「本機密情報」という。）を本委託業務の入札にのみ使用

し、他の目的に使用しないものとする。

3 機密保持

- (1) 甲は、本機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (2) 甲は、本機密情報の開示を受けた事実又はその存在の有無を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 甲は、本機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
- (4) 甲は、本誓約2に定める使用目的を遂行するために知る必要のある最少人員の職員に対してのみ、本機密情報を開示できるものとする。また、当該業務に係るプログラム改修等を外部に委託する場合については、当該委託先についても同様とする。
- (5) 甲は、委託先に本機密情報を開示する場合は、当該委託先にも本機密情報を機密に保持させるものとする。甲は、当該委託先が本誓約に反した場合には、当該違反によって生じる一切の責任及び義務を負うものとする。

4 返却等

甲は、開示元から要請があった場合には、開示対象文書を開示元に返却するものとする。また、開示対象文書のコピーの範囲に当たる有形な機密情報を廃棄するものとする。

5 期間

本誓約に基づく機密保持の義務は、開示対象文書返却後も有効とする。

以 上